

みよし市さんさんバス広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市さんさんバス（以下「さんさんバス」という。）への広告掲載に関し、みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び掲載場所)

第2条 広告媒体は、さんさんバス車両とし、広告の掲載場所は、さんさんバス車内の広告枠（天井R面）とする。

(広告の規格等)

第3条 広告1枠の規格は、縦364mm×横515mm（B3サイズ横）とし、掲載位置は、市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、さんさんバス1台につき5枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1月単位で各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。

(広告料の額)

第5条 広告料の額は、広告1枠当たり月額1,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。ただし、第8条第2項第1号（1）に掲げる広告の広告料の額は、無料とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市の広報紙、市のウェブサイト等により行うものとする。

2 広告掲載の時期、期間その他募集について必要な事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、みよし市さんさんバス広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載を希望する広告の原稿案を添えて、別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 広告掲載の申込みの枠数は、第4条に規定する広告の掲載期間につきさんさんバス1台当たり1枠を限度とする。ただし、広告掲載の申込みの枠数が募集の枠数に満たないときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であると認めるときは、

要綱第6条に規定するみよし市広告審査委員会による審査に付すものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、その内容が適当であると認められる広告が広告掲載の募集の数を超えたときは、掲載を希望する月数の多いものに決定する。ただし、当該月数の同じものが二以上あるときは、次に掲げる順位により決定する。

(1) 第1順位 公共団体、公益を目的とする事業を行うものその他これらに類するものが行う広告

(2) 第2順位 市内に事業所又は住所を有するものが行う広告（前号に掲げる広告を除く。）

(3) 第3順位 前2号に掲げる広告以外のもの

3 前項の規定によっても掲載できる広告数が募集数を超えたときは抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、みよし市さんさんバス広告掲載決定通知書（様式第2号）又はみよし市さんさんバス広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告掲載の承諾）

第9条 前条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までにみよし市さんさんバス広告掲載承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

（広告料の納付）

第10条 広告主は、指定する期日までに広告料を一括して納付しなければならない。

（広告の提出）

第11条 広告主は、広告を市長が指定する方法で作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

（広告の掲載）

第12条 市長は、第10条の規定により広告料が納付され、かつ、承諾書及び前条の規定により提出された広告が適当であると認めたときは、決定した広告枠に広告を掲載するものとする。ただし、提出された広告の内容が、申込書に添付された原稿案と相違し、かつ、その内容が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告の内容の変更を求めることができる。

（広告の変更）

第13条 広告主は、広告の掲載の決定を受けた期間内において広告の内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、みよし市さんさんバス掲載広告変更申込書（様式第5号。以下「変更申込書」という。）に変更しようとする広告の原稿案を添えて、市長に提出するものとする。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の変更申込書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

3 市長は変更の可否を決定したときは、申込者に対し、みよし市さんさんバス掲載広告変更承認通知書（様式第6号）又はみよし市さんさんバス掲載広告変更不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（免責）

第14条 市は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰さない理由により、車内に広告を掲載した車両が運行できなかつたときは、その責めを負わない。

2 市は、市の責めに帰さない理由による広告の破損、盗難等については、その責めを負わない。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、みよし市さんさんバス広告掲載取下申出書（様式第8号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

第16条 要綱第9条の規定により、広告の掲載を取り消す場合は、みよし市さんさんバス広告掲載取消通知書（様式第9号）により当該広告主に通知するものとする。

（広告料の還付）

第17条 要綱第10条の規定により、広告料の還付を受けようとする広告主は、広告掲載ができなかつた期間の広告料を、みよし市さんさんバス広告料還付請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

2 前項の場合において1箇月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告料の還付については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、10円未満は切り捨てるものとする。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

みよし市さんさんバス広告掲載申込書

平成 年 月 日

みよし市長 様

申込者 住 所
氏 名 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

みよし市さんさんバス広告掲載要領第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、みよし市広告掲載要綱及びみよし市さんさんバス広告掲載要領を遵守するとともに、みよし市における市税の納付状況について調査されることを承諾します。

業 種	
掲載希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (計 月) ※掲載期間は、原則として1月単位で各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。
掲載希望路線 (希望路線に☑)	<input type="checkbox"/> 交流路線 (黒笹駅～明知下公民館) 申込み枠数 _____ 件 <input type="checkbox"/> 生活路線 (黒笹駅～福田児童館) 申込み枠数 _____ 件
連絡先	担当者氏名 : 電話番号 : ファクシミリ : メールアドレス :

添付書類

- (1) 広告の原稿案
- (2) 会社案内 (会社の概要がわかるもの)

第 号
年 月 日

みよし市さんさんバス広告掲載決定通知書

様

みよし市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告については、審査の結果、みよし市さんさんバスに下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

下記の広告料を別添納入通知書により納付し、領収書の写しとみよし市さんさんバス広告掲載承諾書及び掲載する広告を、年 月 日()までに提出してください。

記

1 掲載枠数

枠 (枠番号: 番)

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで (計 月間)

3 掲載車両(路線)

4 広告料

円

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

みよし市さんさんバス広告不掲載決定通知書

様

みよし市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告については、審査の結果、掲載できないこととなりましたので通知します。

記

不掲載とする理由

年 月 日

みよし市さんさんバス広告掲載承諾書

みよし市長 様

広告主 住 所

氏 名

印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

年 月 日付け 第 号の決定通知書のとおり下記の内容でみよし市さんさんバスに広告を掲載されることを承諾します。

広告の掲載にあたっては、みよし市広告掲載要綱及びみよし市さんさんバス広告掲載要領を遵守するとともに、これらに違反した場合又は違反することになった場合において、催告なく広告の掲載を取り消されることを了承します。

また、その際、既納の広告料が返還されないことについても了承します。

記

1 掲載枠数

枠 (枠番号: 番)

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで (計 月間)

3 掲載車両 (路線)

4 広告料

円

様式第5号（第13条関係）

みよし市さんさんバス掲載広告変更申込書

年 月 日

みよし市長 様

申込者 住 所

氏 名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。）

年 月 日付け 第 号で決定された広告を変更したいので、次のとおり申し込み
ます。

掲載開始希望日	年 月 日
変更を受けよう とする広告場所	掲載車両（路線）： 枠番号：
変更理由	
連絡先	担当者氏名： 電話番号： ファクシミリ： メールアドレス：

添付書類

広告の原稿案

第 号
年 月 日

みよし市さんさんバス掲載広告変更承認通知書

様

みよし市長

印

年 月 日付けで変更の申込みのありました広告については、審査の結果、下記のとおり変更を承認しますので通知します。

掲載する広告を、年 月 日 () までに提出してください。

記

1 掲載枠数

枠 (枠番号: 番)

2 変更分掲載開始期日

年 月 日 () から

3 掲載車両 (路線)

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

みよし市さんさんバス掲載広告変更不承認通知書

様

みよし市長 印

年 月 日付けで変更の申込みのありました広告については、審査の結果、変更を承認できませんので通知します。

記

不承認とする理由

年 月 日

みよし市さんさんバス広告掲載取下申出書

みよし市長 様

申込者 住 所

氏 名

印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

みよし市さんさんバス広告の掲載を取り下げたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 掲載枠数

枠 (枠番号: 番)

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで (計 月間)

3 掲載車両 (路線)

4 取下年月日

年 月 日

5 取下理由

第 号
年 月 日

みよし市さんさんバス広告掲載取消通知書

様

みよし市長 印

みよし市さんさんバス広告の掲載について下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

1 掲載枠数

枠 (枠番号: 番)

2 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで (計 月間)

3 掲載車両 (路線)

4 取消年月日

年 月 日

5 取消理由

年 月 日

みよし市さんさんバス広告料還付請求書

みよし市長 様

申込者 住 所

氏 名

印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

みよし市さんさんバス広告料について、次のとおり還付を請求します。

還付を受けようとする広告場所	掲載車両(路線): 枠番号		
取消日	年 月 日		
請求額	円		
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人		

注 口座名義人は、請求者本人としてください。